

令和7年7月18日

警察署速報

中標津警察署
0153-72-0110

その拳銃 おもちゃじゃなくて本物です！！！！

この度、新たに国内で流通している海外製の玩具拳銃が真正拳銃と同様の発射機能を有していることが確認されました。

この拳銃を輸入・所持・販売等することは違法です。

お持ちの方は速やかに回収期間までに最寄りの警察署まで届け出てください。



違法性のポイント

- ① 銃身及び弾倉が貫通している
- ② 弾倉又は薬室に実包の装てんが可能である
- ③ 撃針を有し、薬莢の雷管部分を打撃して弾丸を発射する撃発機構を有している

警察署に提出
してください

回収期間：令和7年12月31日まで